

物品販売等にあたって

春日井市民会館および文化フォーラム春日井(春日井市文芸館)において物品の販売等を行う場合、次の点に注意してください。

- 1 「物品販売等承認願」を提出してください。
- 2 物品販売等は催物に関係あるもののみとします。
 - (1)春日井市民会館及び文化フォーラム春日井・視聴覚ホールの場合
 - ①催しの内容と関係のあるものの販売及び展示
 - ・【例1】ピアノ演奏会の際、演奏される曲のCDや楽譜を販売する。
 - ・【例2】歌舞伎鑑賞会の際、鑑賞の助けとなるパンフレット等を販売する。
 - ②出演者と関係のあるものの販売及び展示
 - ・【例1】講演会の際、講師の著述した書籍を販売する。
 - ・【例2】演劇鑑賞会の際、劇団の関連グッズを販売する。
 - (2)文化フォーラム春日井・ギャラリーの場合
 - ①催しの内容と関係のあるものの販売(展示作品の販売を除きます。)
 - ・【例1】展示している作品を掲載した図録を販売する。
 - ・【例2】展示している作品をモチーフとした絵葉書、雑貨等を販売する。
 - ②出品者と関係のあるものの販売(展示作品の販売を除きます。)
 - ・【例1】過去に出品者が参加した展覧会の図録を販売する。
 - ・【例2】出品者の作品をモチーフとした絵葉書や雑貨等を販売する。
- 3 物品販売等の場所の設営にあたっては施設職員の指示に従ってください。
 - (1)非常時に備え、消防用設備等(非常口・誘導灯・消火栓等)または通路を遮へいしないでください
 - (2)設営の規模が大きい場合、安全を確認するため、あらかじめ配置図等を提出していただくことがあります。
- 4 入場券の販売については、「物品販売等承認願」の提出は不要です。